

京都市職員給与条例及び京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例（令和2年11月30日京都市条例第22号）（行財政局人事部給与課）

本市人事委員会からの勧告等を踏まえ、職員の給与について、次の措置を講じることとしました。

1 京都市職員給与条例の適用を受ける職員

令和2年12月以後に支給する期末手当（再任用職員に係るものを除く。）の支給割合の限度を次のとおり改定します。

区 分	改 正 前	改 正 後
令和2年度12月支給分	100分の130（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の110）	100分の125（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の105）
令和3年度以後支給分	00分の110）	100分の127.5（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の107.5）

2 会計年度任用職員

会計年度任用職員の期末手当について、上記1の措置による常勤職員の期末手当の引下げを本年12月支給分の会計年度任用職員の期末手当に適用させないよう、現行の支給割合の限度（100分の130）を規定します。

上記の改正のうち、令和2年12月に支給する期末手当に係る部分及び会計年度任用職員の期末手当に係る部分については令和2年12月1日から、令和3年度以後に支給する期末手当に係る部分については令和3年4月1日から実施することとしました。

京都市職員給与条例及び京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 22 号

京都市職員給与条例及び京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する
条例の一部を改正する条例

(京都市職員給与条例の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第3条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条前段中「期末手当は」の右に「、次項に定めるものを除き」を加え、同条後段中「において、期末手当の額については給与条例第17条第2項に規定する管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるもの以外の者の、」を「おける」に、「同条第5項各号」を「、給与条例第17条第5項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の130以内の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)